

徳島県選挙管理委員会告示第百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十二月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、三九五
鳴門	一五、六九二
小松島・勝浦	一二、一七七
阿南	一九、六八一
吉野川	一一、〇九三
阿波	一〇、〇七五
美馬	一〇、一〇三
三好第一	六、八一九
名西	八、四六四
那賀	二、二〇五
海部	五、三八一
板野	二七、一五九
三好第二	三、八四五